

大崎環第1912号  
令和3年3月31日

宮城県知事 村井 嘉浩 様  
(環境対策課扱い)

大崎市長 伊藤 康志



(仮称) 六角牧場風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

のことについて、令和3年3月3日付け環対第529号により通知のありました件につきまして、下記のとおり提出しますので、よろしくお願ひいたします。

記

1 住民等から事業に伴う環境への影響等を心配する意見があることから、その配慮と丁寧な説明を行っていただきたい。

2 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解（表2-1）

| 頁<br>5~46   | 意見書<br>1~39 | No.<br>1~153 | 意 見   |
|-------------|-------------|--------------|---|
| 自然環境の保全について |             |              | <ul style="list-style-type: none"><li>・大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の趣旨を鑑み、周辺の住民等と良好な関係を構築し、第2次大崎市環境基本計画に掲げる環境目標の達成に繋がるよう自然環境の保全に努めていただきたい。関係法令を遵守し、環境影響を最大限回避した事業計画を検討いただきたい。</li></ul> |
| 騒音や振動について   |             |              | <ul style="list-style-type: none"><li>・騒音や振動については、関係法令を踏まえて可能な限り低減対策に努めていただきたい。また、低周波音による健康被害等を心配する意見が多数あることから、その影響について調査していただきたい。</li></ul>  |
| 文化財について     |             |              | <ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な開発行為であることから設計や施工計画、工程等がある程度確定した段階で、速やかに文化財関係機関との事前協議や分布調査が必要です。</li><li>・開発計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地及び隣接地に該当した場合は、文化財保護法に規定する第93条第1項の届け出が必要です。</li></ul>       |



| 頁<br>5~46   | 意見書<br>1~39  | No.<br>1~153  | 意 見  |
|---|--|---|--|
| 5<br>12<br>33<br>35                                     | 1<br>9<br>30<br>32                                 | 5<br>31<br>106<br>113   | ・生物多様性基本法に基づき、希少野生動植物の生息調査、生態調査については、出来る限り丁寧な調査に努め、希少野生動植物やその生息・生育環境の保全に影響がないようにすること。                              |
| 5, 9,<br>11, 12,<br>14, 29,<br>30, 34,<br>35, 40,<br>44 | 1, 6, 8,<br>9, 14,<br>15, 20,<br>21, 30,<br>35, 38 | 6, 22,<br>29, 30, 43,<br>45, 81, 87,<br>107, 108,<br>132, 148 | ・フォトモンタージュの作成を行い、見え方を検証する際には、視点場の選定が重要であると考えますので、既存資料の収集だけでなく、地域の方々や関係団体等から意見を聴き、影響の大きい地点を選定のうえ、景観への影響を検証していただきたい。 |
| 6<br>35   | 4<br>32  | 14<br>113   | ・森林法における水源涵養、及び土砂流出等の災害発生防止に配慮するとともに、保健休養、景観等森林の多面的機能の発揮に影響を与えないこと。  |
| 8   | 1  | 21  | ・鳴子温泉地域においては、観光面に与える影響が懸念されることから、観光団体や観光関連事業者等と意見交換しながら調査方法などを検討されたい。  |
| 9<br>12<br>20   | 1<br>9<br>20                                       | 22<br>30<br>65  | ・鳴子温泉地域においては、観光面に与える影響が懸念されることから、観光団体や観光関連事業者等への積極的且つ、十分な情報提供に配慮すること。  |
| 12  | 10   | 33  | ・保健休養、景観等森林の多面的機能の発揮に影響を与えないこと。  |
| 12, 40,<br>41, 42,<br>43                                | 10, 35,<br>36, 37                                  | 33, 135,<br>137, 140,<br>144                                  | ・大崎市景観計画及び大崎市景観条例が目指す良好な景観の形成の実現のために、周辺景観に配慮した事業計画を検討いただきたい。計画が固まる前段階での事前相談や事前協議の実施をお願いしたい。                        |
| 14<br>29<br>40<br>41<br>43                              | 15<br>20<br>35<br>35<br>37                         | 45<br>81<br>132<br>137<br>144                                 | ・観光面に与える影響が懸念されることから、検討材料として多方面からのフォトモンタージュを提示されたい。  |
| 17<br>29  | 18<br>20   | 53<br>83  | ・野生鳥獣の移動は、農作物被害等により農村、市民に多きな影響を与えるため、野生鳥獣の生息調査、生態調査については、出来る限り丁寧な調査に努め、農村に影響がないよう配慮すること。                           |

| 頁<br>5~46           | 意見書<br>1~39 | No.<br>1~153 | 意 見  |
|---------------------|-------------|--------------|--|
| 水環境について             |             |              | 【環境影響評価方法書】表 6.2-1 (6)   |
| 18                  | 18          | 54           | <p>・当該地域は1市4町（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町）の世界農業遺産「大崎耕土」約3万haの農地の重要な水源地付近にあり、水源涵養を図るための森林保全や、土砂の流出等を防ぐために、計画にあたっては、十分に配慮し、併せて基礎調査を実施されたい。また、「環境影響評価方法書」において有識者からの意見にもあるが、周辺地域でハナカジカの生息が確認されている。当該地域はハナカジカの南限付近に位置し、学術的、個体群的にも重要である。風車の設置エリアに留まらず、作業道路も含めて、適切な調査及び保護対策について、専門家の指導のもとに実施すること。</p>       |
| 専門家等への<br>ヒアリングについて |             |              | 【環境影響評価方法書】69 他  |
| 18                  | 18          | 54           | <p>・昆虫類の専門家の意見が掲載されていないが、調査にあたっては昆虫類の専門家の指導のもと、十分な配慮及び調査に留意願う。</p>   |
| 渡り鳥定点観察法について        |             |              | 【環境影響評価方法書】表 6.2-2 (23)  |
| 24                  | 20          | 69           | <p>【調査時期について】</p> <p>・当該地域はラムサール条約湿地「化女沼」、「蕪栗沼・周辺水田」を抱える国内有数の水禽類の飛来地と隣接しており、太平洋側と日本海側の飛来地を行き来する飛行ルートに該当する可能性がある。宮城県北部に飛来するガン類は、例年12月中旬まで飛来数が増加し続ける。そのため、レーダ調査が1月～3月に実施、秋季の調査が9月～11月に実施となっているが、12月においても調査を実施されたい。また、ガン類の渡りの時期は、暖冬、厳冬など、その年の天候・時期に大きく左右される。調査回数、時期等について専門家の指導のもと適切に実施すること。</p> |

|    |    |     |  |
|----|----|-----|--|
|    |    |     | <p><b>【調査時間について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の調査計画では日の出、日の入り前後を中心とした時間帯の調査となっているが、2月には日の出から2時間以上後に鳴子温泉地域を通過するマガノ群れが目撲されているとともに、秋の渡りは夜間も確認されていることから、猛禽類、水禽類、小鳥類それぞれの移動時間に合わせた設定が望ましい。前述のとおり、水禽類については、日中及びレーダー調査も含めた夜間の調査、猛禽類についても、日の出数時間後の調査について専門家の指導のもと適切に実施すること。</li> </ul> <p><b>【障壁影響について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風車の渡り鳥への影響については、バードストライク以外にも、渡りルートを阻害するなど、障壁影響が指摘されており、本市にも飛来するマガノやコハクチョウなどへの影響が、他の風車立地地域でも確認されている。当該地域周辺には他の風力発電事業計画もあるため、累積的影響も含めた調査を行い評価すること。</li> </ul> |
| 29 | 20 | 82  | <ul style="list-style-type: none"> <li>観光団体や観光関連事業者等と意見交換しながら調査方法などを検討されたい。</li> </ul>   |
| 33 | 30 | 104 | <ul style="list-style-type: none"> <li>動植物への建設中、建設後の影響についてモニタリングを実施し、影響がみられる場合は、専門家の指導のもと、計画の変更など適切に対応すること。</li> </ul>   |
| 35 | 32 | 113 | <ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性基本法に基づき、希少野生動植物の生息調査、生態調査については、出来る限り丁寧な調査に努め、希少野生動植物やその生息・生育環境の保全に影響がないようにすること。また、森林法における水源涵養、及び土砂流出等の災害発生防止に配慮するとともに、保健休養、景観等森林の多面的機能の發揮に影響を与えないこと。</li> </ul>  |
| 39 | 35 | 129 | <ul style="list-style-type: none"> <li>近年、多様化・大規模化し多発化する自然災害に対し万全の備えを行うこと。また、その影響度の判定に関しては、六角牧場風力発電事業に係る施設のみではなく、周辺地域で整備されている。整備が計画されている施設を含め、総合的に判断すること。</li> </ul>   |

| 頁<br>5~46        | 意見書<br>1~39 | No.<br>1~153 | 意 見  |
|------------------|-------------|--------------|--|
| 猛禽類定点観察法について     |             |              | 【環境影響評価方法書】表 6.2-2 (23), 図 6.2-5 (7)   |
| 42               | 36          | 141          | <ul style="list-style-type: none"> <li>専門家等へのヒアリングでも指摘されている通り、イヌワシの採食地としての利用が考えられる。宮城県では近年イヌワシの繁殖数が減少しているため、非繁殖個体の維持のためにも、繁殖期以外の時期も含めた適切な調査を実施すること。また繁殖行動のみならず、採食行動についても重要記録として評価及び配慮されたい。</li> <li>クマタカは隣接個体が少ない場合、観察しやすい稜線上等に出現する機会が減ることから、現在の定点数では当該区域をカバーしきれないことも考えられる。各定点の視野カバー率を確認し、観察頻度が少ない場合は、見落としも考慮し、定点の追加や定点の見直しも検討すること。</li> <li>事業エリア北側の作業道路について、付近でのクマタカの繁殖の可能性が有るため、調査範囲の北部エリアを視野に含む定点を追加されたい。</li> </ul> |
| 草地性鳥類の生息状況調査について |             |              | 【環境影響評価方法書】表 6.2-2 (23)  |
| 45               | 39          | 152          | <ul style="list-style-type: none"> <li>オオジシギの繁殖地の可能性もあるため、ラインセンサス法による調査においては、繁殖期に合わせ早朝、夕方及び夜間にも実施されたい。また、生息が確認された場合は、風車建設位置からの距離による、繁殖行動（さえずりやディスプレイフライト）などへの影響についても十分に調査検討すること。</li> </ul>  |

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市市民協働推進部環境保全課

環境保全担当 大沼 早緒里

TEL:0229-23-6074 FAX:0229-23-2427

E-mail:kankyo@city.osaki.miyagi.jp